

第12節 書道

第1 書道科の基本的事項

1 改訂の要点

(1) 目標の改善

書道科で育成を目指す資質・能力を「書や書の伝統と文化と創造的に関わる資質・能力」と規定し、(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理して、これらが実現できるように示した。また、各科目の資質・能力の育成に当たっては、生徒が書に関する見方・考え方を働かせて学習活動に取り組めるように目標を改善した。

(2) 科目の改善

専門科目について、鑑賞に関する内容の充実を図る観点から、これまでの「鑑賞」を「鑑賞研究」とし、作品や作家について鑑賞の視点を深化させて研究し、討論などを通して、鑑賞に関する資質・能力を育成する。

また、「作品装丁A」として取り扱っていた「表装表現」や「展示構成」等の内容については、生活や社会の中での文字や書の働き、書の伝統と文化についての理解を深める学習の充実を図るため、「文字環境表現」として整理した。「作品装丁A」を「文字環境表現」と変更したことにより、従前の「作品装丁B」を「和の伝統表現」と改名した。また、原則として全ての生徒に履修させる科目では「書道概論」、「鑑賞研究」が加わり、必修科目が7科目に再構成された。その他、「2、内容」では指導する内容が【指導項目】として新たに整理された。

(3) 指導計画の作成と内容の取扱いの改善

ア 資質・能力の育成に向け、生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現を図ることに関する配慮事項を示した。

イ 障害のある生徒などの指導に当たって必要となる配慮事項を示した。

ウ 知的財産の保護と活用に関する配慮事項の内容を充実し、各科目において自己や他者の著作物や作品、創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、こうした態度の形成が、それぞれの伝統や文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮することを示した。

2 書道科の目標及び科目編成等

(1) 書道科の目標

書道に関する専門的な学習を通して、書に関する見方・考え方を働かせ、書や書の伝統と文化と創造的に関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 書道に関する専門的で幅広く多様な内容について理解を深めるとともに、書の伝統に基づき、創造的に表現するための技能を身に付けるようにする。
- (2) 書道に関する専門的な知識や技能を総合的に働かせ、創造的な思考力、判断力、表現力等を育成する。
- (3) 主体的に書道に関する専門的な学習に取り組み、感性を磨き、書の伝統と文化の継承、発展、創造に寄与する態度を養う。

(2) 科目の編成

科目の編成及び標準単位数は、以下のとおりである。

科目	標準単位数
書道概論	2～4
書道史	2～4
鑑賞研究	2～4
漢字仮名交じりの書	2～8
漢字の書	2～8
仮名の書	2～8
篆刻・刻字	2～4
実用の書	2～4
応用の書	2～4
硬筆	2～4
レターデザイン	2～4
文字環境表現	2～4
和の伝統表現	2～4

(3) 科目の履修

ア 原則として全ての生徒に履修させる各科目

「書道概論」、「書道史」、「鑑賞研究」、「漢字仮名交じりの書」、「漢字の書」、「仮名の書」及び「篆刻・刻字」については、原則として、全ての生徒に履修させる科目である。

特定の科目を専門的に履修させることや同一の科目を2以上の年次にわたって履修させること、複数の科目を関連付けて取り扱うことなど、履修の仕方を工夫することによって、生徒の特性の伸長が図れるようにすること。

イ 専門的に履修させる各科目

「実用の書」，「応用の書」，「硬筆」，「レターデザイン」，「文字環境表現」，「和の伝統表現」の中から生徒の特性等に応じ，いずれかを専門的に履修させる。

生徒の選択に当たっては，在り方生き方に関する指導に配慮しつつ，主体的に専門性を生かした進路を選択する能力の育成を図る立場から，選択履修の幅を広げ，複数学年にわたる選択履修を可能にするなど十分な配慮が必要である。

ウ 専門学科における各教科・科目の履修

全ての生徒に履修させる単位数は，25 単位を下らないこと。

第 2 各科目の概要

1 「書道概論」

(1) 目標

書道概論の学習を通して，書に関する見方・考え方を働かせ，専門的な書道に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 芸術としての書道の意義や基礎的な理論について理解を深めることができるようにする。
- (2) 書道に関する創造的な思考力，判断力，表現力等を育成する。
- (3) 書道概論を表現や鑑賞に生かそうとする態度を養う。

(2) 内容

〔指導項目〕

- | | |
|----------|-----------|
| (1) 文字と書 | (2) 用具・用材 |
| (3) 書論 | (4) 知的財産権 |

(3) 内容の取扱い

- (1) 〔指導項目〕の(1)については，書の素材としての文字に関する理解を深めるようにする。
- (2) 〔指導項目〕の(2)については，具体的資料，情報機器や情報通信ネットワークなどを活用して指導効果を上げるようにする。
- (3) 〔指導項目〕の(3)については，基礎的事項を通して，書についての総合的な理解や技能の習得にも配慮する。
- (4) 〔指導項目〕の(4)については，自己や他者の著作物等を尊重する態度の形成を図るようにする。

2 「書道史」

(1) 目標

書道史の学習を通して，書に関する見方・考え方を働かせ，専門的な書道に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 書道の歴史と書の文化的意義について理解を深めることができるようにする。
- (2) 書の文化を創造していく基礎となる思考力，判断力，表現力等を育成する。
- (3) 書の伝統と文化を尊重する態度を養う。

(2) 内容

〔指導項目〕

- (1) 日本書道史
- (2) 中国書道史
- (3) 東アジアの書道史

(3) 内容の取扱い

- (1) 〔指導項目〕の(1)については，各時代の文化的背景を理解するとともに，〔指導項目〕の(2)との関連を図りながら幅広く学習できるようにする。
- (2) 〔指導項目〕の(2)については，各時代の文化的背景を理解するとともに，代表的な名跡を取り上げて，幅広く学習できるようにする。
- (3) 〔指導項目〕の(3)については，東アジアの書の文化を中心として理解を深め，広い視野から書を尊重する態度を育成するようにする。

3 「鑑賞研究」

(1) 目標

鑑賞研究の学習を通して，書に関する見方・考え方を働かせ，専門的な書道に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 書作品や文化財などの特質や背景などについて理解を深めることができるようにする。
- (2) 鑑賞の視点を深化させる創造的な思考力，判断力，表現力等を育成する。
- (3) 書や書の伝統と文化を尊重する態度を養う。

(2) 内容

〔指導項目〕

- (1) 作品及び作家に関する研究
- (2) 書の文化史に関する研究
- (3) 文化財の保存・修復に関する研究
- (4) 書の批評

(3) 内容の取扱い

- (1) 〔指導項目〕の(1)については、作品の主題と表現意図、形式や使用した材質なども考察し学習をする。また作家の生涯や作品を書いた心情なども学び、思想や文化的視野に立った内容を理解できるように指導する。
- (2) 〔指導項目〕の(2)については、名跡に対する書論などを参考にして、日本及び中国等の名跡を鑑賞することを中心に指導する。
- (3) 〔指導項目〕の(3)については、保存修復活動の体験等を通して文化を尊重し、社会に貢献する意欲や態度の育成に配慮する。
- (4) 〔指導項目〕の(4)については、生徒の興味・関心等に応じて、伝統と文化に基づいた書の批評ができるよう配慮する。

4 「漢字仮名交じりの書」

(1) 目標

漢字仮名交じりの書の学習を通して、書に関する見方・考え方を働かせ、専門的な書道に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 漢字仮名交じりの書の表現形式について理解を深めるとともに、目的や用途、意図に応じて創造的に表現する技能を身に付けるようにする。
- (2) 現代の社会生活に生きる様々な書の表現とその要素について理解を深め、表現及び鑑賞に関する創造的な思考力、判断力、表現力等を育成する。
- (3) 漢字仮名交じりの書の個性的、創造的な表現を追求する態度を養う。

(2) 内容

〔指導項目〕

- (1) 漢字仮名交じり文の成立
- (2) 漢字仮名交じりの書の表現の方法や形式、多様性など
- (3) 用具・用材の特徴と表現効果との関わり
- (4) 鑑賞

(3) 内容の取扱い

- (1) 〔指導項目〕の(1)については、名筆の鑑賞との関連を図り、指導するものとする。
- (2) 〔指導項目〕の(2)、(3)については、表現と用具・用材の基本的な関係を理解し、効果的な表現の技能を高めるようにする。
- (3) 〔指導項目〕の(4)については、他の項目に関連付けて扱うようにする。

5 「漢字の書」

(1) 目標

漢字の書の学習を通して、書に関する見方・考え方を働かせ、専門的な書道に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 書体の特色について理解を深めるとともに、創造的に表現する技能を身に付けるようにする。
- (2) 漢字の書を構成する要素についての理解を深め、表現及び鑑賞に関する創造的な思考力、判断力、表現力等を育成する。
- (3) 漢字の書の個性的、創造的な表現を追求する態度を養う。

(2) 内容

〔指導項目〕

- (1) 書体の変遷
- (2) 漢字の書の表現の方法や形式、多様性など
- (3) 用具・用材の特徴と表現効果との関わり
- (4) 鑑賞

(3) 内容の取扱い

- (1) 〔指導項目〕の(1)については、楷書、行書、草書、隸書、篆書の成立と変遷について、情報機器や情報通信ネットワークなどを活用して理解を深めるようにする。
- (2) 〔指導項目〕の(2)については、古典の鑑賞との関連を図りながら、効果的で主体的な表現活動が展開できるようにする。
- (3) 〔指導項目〕の(3)については、表現と用具・用材の基本的な関係を理解し、効果的な表現の技能を高めるようにする。
- (4) 〔指導項目〕の(4)については、他の項目に関連付けて扱うようにする。

6 「仮名の書」

(1) 目標

仮名の書の学習を通して、書に関する見方・考え方を働かせ、専門的な書道に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 仮名の特色について理解を深めるとともに、創造的に表現する技能を身に付けるようにする。
- (2) 仮名の書を構成する要素について理解を深め、表現及び鑑賞に関する創造的な思考力、判断力、表現力等を育成する。
- (3) 仮名の書の個性的、創造的な表現を追求する態度を養う。

(2) 内容

〔指導項目〕

- (1) 仮名の成立
- (2) 仮名の書の表現の方法や形式、多様性など
- (3) 用具・用材の特徴と表現効果との関わり
- (4) 鑑賞

(3) 内容の取扱い

- (1) 〔指導項目〕の(1)については、平仮名、片仮名、変体仮名などの成立の過程について、情報機器や情報通信ネットワークなどを活用して理解を深めるようにする。
- (2) 〔指導項目〕の(2)については、古筆の鑑賞との関連を図りながら、効果的で主体的な表現活動が展開できるようにする。
- (3) 〔指導項目〕の(3)については、表現と用具・用材の基本的な関係を理解し、効果的な表現の技能を高めるようにする。
- (4) 〔指導項目〕の(4)については、他の項目に関連付けて扱うようにする。

7 「篆刻・刻字」

(1) 目標

篆刻・刻字の学習を通して、書に関する見方・考え方を働かせ、専門的な書道に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 篆刻・刻字の特色について理解を深めるとともに、創造的に表現する技能を身に付けるようにする。
- (2) 篆刻・刻字を構成する要素について理解を深め、表現及び鑑賞に関する創造的な思考力、判断力、表現力等を育成する。
- (3) 篆刻・刻字の個性的、創造的な表現を追求する態度を養う。

(2) 内容

〔指導項目〕

- (1) 篆刻の表現の方法や形式、多様性など
- (2) 刻字の表現の方法や形式、多様性など
- (3) 鑑賞

(3) 内容の取扱い

- (1) 〔指導項目〕の(1)、(2)については、篆刻や刻字に必要な用具・用材の種類とその扱い方を指導し、表現と鑑賞との関連を図りながら創造的な表現の技能を養うようにする。
- (2) 〔指導項目〕の(3)については、他の項目に関連付けて扱うようにする。

8 「実用書」

(1) 目標

実用書の学習を通して、書に関する見方・考え方を働かせ、専門的な書道に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 目的や用途に即した書の表現形式について理解を深めるとともに、生活や社会における書の知識や技能を身に付けるようにする。
- (2) 表現及び鑑賞に関する創造的な思考力、判断力、表現力等を育成する。
- (3) 実用書の伝統と文化を尊重する態度を養う。

(2) 内容

〔指導項目〕

- (1) 実用的な表現の方法や形式、多様性など
- (2) 用具・用材の特徴と表現効果との関わり
- (3) 鑑賞

(3) 内容の取扱い

- (1) 〔指導項目〕の(1)については、実用的な書に関する知識や技能について幅広く学習し、書を積極的に生活の中に取り入れる姿勢を身に付けるよう配慮する。
- (2) 〔指導項目〕の(2)については、表現と用具・用材の基本的な関係を理解し、効果的な表現の技能を高めるようにする。
- (3) 〔指導項目〕の(3)については、他の項目に関連付けて扱うようにする。

9 「応用の書」

(1) 目標

応用の書の学習を通して、書に関する見方・考え方を働かせ、専門的な書道に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 目的や用途に即した書の表現形式について理解を深めるとともに、文字を生かした書の知識や技能を身に付けるようにする。
- (2) 表現及び鑑賞に関する創造的な思考力、判断力、表現力等を育成する。
- (3) 書の伝統と文化を尊重する態度を養う。

(2) 内容

〔指導項目〕

- (1) 陶書の表現の方法や形式、多様性など
- (2) 染書の表現の方法や形式、多様性など
- (3) 生活や社会に生きる様々な書の表現
- (4) 鑑賞

(3) 内容の取扱い

- (1) 〔指導項目〕の(1)については、瓦當や磚などの文字を使用した多様な書の表現方法や表現形式を理解し、創造的な表現の技能を養うようにする。
- (2) 〔指導項目〕の(2)については、ろうけつ染めや草木染めなどの体験を通して、伝統と文化を尊重し、継承していく態度を養うようにする。
- (3) 〔指導項目〕の(3)については、書の知識や技能の学習を生かして、作品の構成や表現形式を考察し、制作する技能を高めるようにする。
- (4) 〔指導項目〕の(4)については、他の項目に関連付けて扱うようにする。

10 「硬筆」

(1) 目標

硬筆の学習を通して、書に関する見方・考え方を働かせ、専門的な書道に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 文字を主体的に工夫して表現する技能を身に付けるようにする。
- (2) 表現及び鑑賞に関する創造的な思考力、判断力、表現力等を育成する。
- (3) 書写能力を高め、現代の社会生活に役立つ態度を養う。

(2) 内容

〔指導項目〕

- (1) 用具・用材の特徴と表現効果との関わり
- (2) 硬筆の表現の方法や形式、多様性など
- (3) 鑑賞

(3) 内容の取扱い

- (1) 〔指導項目〕の(1)については、様々な硬筆の用具・用材の種類や特性を理解し、生活の中に取り入れるようにする。
- (2) 〔指導項目〕の(2)については、目的や用途に即した表現を工夫し、効果的で主体的な表現活動が展開できるようにする。
- (3) 〔指導項目〕の(3)については、他の項目に関連付けて扱うようにする。

11 「レターデザイン」

(1) 目標

レターデザインの学習を通して、書に関する見方・考え方を働かせ、専門的な書道に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 文字の性質や特性、多様な文字表現について理解を深めるとともに、レターデザインの知識や技能を身に付けるようにする。
- (2) 表現及び鑑賞に関する創造的な思考力、判断力、表現力等を育成する。
- (3) 伝統的な文字の構造と形式を尊重する態度を養う。

(2) 内容

〔指導項目〕

- (1) 文字の歴史
- (2) 伝統的な文字の構造と形式
- (3) 鑑賞

(3) 内容の取扱い

- (1) 〔指導項目〕の(1)については、活字体の歴史について理解するようにする。
- (2) 〔指導項目〕の(2)については、書の伝統と文化を尊重する態度の育成についても配慮する。
- (3) 〔指導項目〕の(3)については、他の項目に関連付けて扱うようにする。

12 「文字環境表現」

(1) 目標

文字環境表現の学習を通して、書に関する見方・考え方を働かせ、専門的な書道に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 環境を創造する上で文字及び書を総合的に生かす実践的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 表現及び鑑賞に関する創造的な思考力、判断力、表現力等を育成する。
- (3) 文字環境表現の伝統と文化を尊重する態度を養う。

(2) 内容

〔指導項目〕

- (1) 表装の方法や形式、多様性など
- (2) 展示の方法や空間構成
- (3) 鑑賞

(3) 内容の取扱い

- (1) 〔指導項目〕の(1)については、伝統的な表装の知識や技能、目的や環境に即した効果的な形式について理解するようにする。
- (2) 〔指導項目〕の(2)については、目的や意図を考慮し、環境に即した展示の構成を理解するようにする。
- (3) 〔指導項目〕の(3)については、他の項目に関連付けて扱うようにする。

13 「和の伝統表現」

(1) 目標

和の伝統表現の学習を通して、書に関する見方・考え方を働かせ、専門的な書道に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 和紙や料紙などの伝統的な製法について理解を深めるとともに、知識や技能を身に付けるようにする。
- (2) 表現及び鑑賞に関する創造的な思考力、判断力、表現力等を育成する。
- (3) 紙の伝統と文化を尊重する態度を養う。

(2) 内容

〔指導項目〕

- (1) 和紙や料紙などの文化史
- (2) 和紙や料紙などの製法と表現
- (3) 鑑賞

(3) 内容の取扱い

- (1) 〔指導項目〕の(1)については、和紙や料紙などの文化や歴史の学習を通して、和の伝統表現に関する理解を深めるようにする。
- (2) 〔指導項目〕の(2)については、名筆の鑑賞を通して理解を深め、伝統的な和紙と料紙などの製法の知識や技能を身に付けるようにする。
- (3) 〔指導項目〕の(3)については、他の項目に関連付けて扱うようにする。

第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画作成上の配慮事項

- (1) 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現を図るようにすること。その際、書に関する見方・考え方を働かせ、各科目の特質に応じた学習の充実を図ること。
- (2) 書道に関する学科においては、「書道概論」、「書道史」、「鑑賞研究」、「漢字仮名交じりの書」、「漢字の書」、「仮名の書」及び「篆刻・刻字」を、原則として、全ての生徒に履修させること。
- (3) 書道に関する学科においては、特定の科目を専門的に履修させることや同一の科目を2以上の年次にわたって履修させること、複数の科目を関連付けて取り扱うことなど、履修の仕方を工夫することによって、生徒の特性の伸長を図れるようにすること。
- (4) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

2 内容の取扱いに当たっての配慮事項

- (1) 創造することの価値を捉え、自己や他者の作品などに表れている創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、書に関する知的財産権などについて配慮し、自己や他者の著作物等を尊重する態度の形成を図るようにすること。また、こうした態度の形成が、書の文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮すること。
- (2) 各科目の特質を踏まえ、学校の実態に応じて学校図書館を活用すること。
また、コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用し、資料や情報の提示などにより生徒の発想や構想を高めたり、見方や感じ方を深めたりするなど主体的に学習に取り組むことができるように

工夫すること。

- (3) 各科目の特質を踏まえ、学校や地域の実態に応じて、美術館や博物館等と連携を図ったり、地域の文化財の活用や人材の協力を求めたりすること。
- (4) 事故防止のため、特に、刃物類、塗料、器具などの使い方の指導と保管、活動場所における安全指導などを徹底すること。